

地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

(令和6年8月1日 現在)

1. 当施設のサービスについての相談窓口

担 当 者	生活相談員 吉島 大輔
管 理 者	施設長 白石 晶紀
電 話	03-6824-9080
相談窓口受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

2. 寿満ホームかみきたざわの概要

(1) 名称等

名 称	地域密着型特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ
介護保険指定番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 第 1391201082 号
施設所在地	世田谷区上北沢1-32-11

(2) 事業者

事 業 者	事 業 者	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
	所 在 地	世田谷区粕谷2-23-1 芦花ホーム内
	代 表 者	理事長 板谷 雅光

(3) 職員体制（介護老人福祉施設）

配置基準の職員数と主な業務内容

職 種	介護保険 基準人員	配置人員			主な業務内容
		常勤換算	常勤	非常勤	
① 施 設 長	1	0.2	1		施設業務の総括
② 医 師	必要数	0.08		1	健康管理・診察及び療養上の指導
③ 係長	※	1	1		施設業務の総括補助及び相談員業務
④ 生活相談員	1	1	1		生活相談・生活の企画及び実施
⑤ 介護職員	9	23.7	18	12	日常生活の介助・援助

⑥	看護職員	1	1.2	2		診療補助・看護・療養上の援助
⑦	栄養士	1	0.2	1		献立作成等食事業務全般・栄養指導
⑧	機能訓練指導員	1	0.4	1		機能訓練指導
⑨	介護支援専門員	1	0.4	1		施設サービス計画作成
⑩	事務職員	必要数	0.8		1	庶務及び会計事務

注1 常勤・非常勤職員の他に臨時職員も従事しています。

注2 ※について、施設の実情に応じて必要な数を計上しています。

<上記表の補足>

配置人員は令和6年8月1日現在のもので、基準の範囲内で変動することがあります。

①・⑦について、本体施設と兼務しています。

②について、施設の実情に応じて必要な数を計上しています。

④について、介護職員と兼務しています。

⑧・⑨について、看護職員と兼務しています。

(4) 入所定員等

① 定員

介護老人福祉施設	29床
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	5床

② 居室

	定員	部屋数
2階	9人	9室
3階	10人	10室
4階	10人	10室
計	29人	29室

③ その他

浴室	3室	各ユニット一般浴槽を設置 移動式ベッドタイプのミスト浴があります
共同生活室	3室	各階ユニットに設置してあります。
医務室	1室	2階
地域交流室	1室	1階

3. 日 課 (この日課は、1日の目安です)

6:00	起床、洗面
8:00から	朝食
10:00	お茶
10:30	入浴、機能訓練など
12:00	昼食
14:00から	入浴、レクリエーションなど
15:00	おやつ、お茶
18:00から	夕食

4. サービス内容

(1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の立案

ケアマネジャー（介護支援専門員）または地域包括支援センターが作成した居宅サービス計画と、利用者のご意向に基づいたケアプラン（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画）を立案し、適切な各種サービスを提供します。

(2) お食事 お食事時間は概ね次のとおりです

朝 食	午前8時00分から午前9時30分
昼 食	午後0時00分から午後1時30分
夕 食	午後6時00分から午後7時30分

<お食事について>

- ① お食事は栄養士が作成したメニューに基づき、普通食のほか、主食では、全粥、ミキサー食などがあり、副食では、刻み食、ミキサー食など利用者一人ひとりの身体状態に合わせ、適時、適温でお出しします。
（また、主食につきましては、利用者・家族の希望によりご飯・パンの選択を行うこともできます。）
- ② アレルギーその他食べられないものがある場合は、他のものに代えてお出しすることも出来ますのでご相談ください。
- ③ 利用者の個人注文による特別注文食は作っておりませんのでご了承ください。
- ④ 季節等にあわせた行事食を実施しています。行事食については、個人負担をいただく場合があります。

(3) 入 浴

傷病等により入浴が適当でない場合を除き、週2回入浴いただけます。

状態によっては清拭のみまたは中止となる場合もあります。また、入浴日が入退所日と重なった場合は、入浴できない場合があります。

(4) 介 護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に沿って、下記の介護を行っています。

食事、排泄、入浴、着替え等日常生活の介助、施設内の移動付き添い等の心身の状況に応じた介護を行います。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員が中心となって、利用者の心身の状態等に応じて、日常生活をよりよく送れるように機能維持のため、体操、歌、ゲームなどを行う体制を整えています。

(6) レクリエーション

当施設では、一人ひとりの能力の活用を図り、趣味や関心を引き出すようなレクリエーション活動を行っております。また、各ユニット内で敬老会、新年会など、年数回の行事を行っております。

※プログラムの内容によっては、同意の上、実費相当額をご負担いただきます。

(7) 生活相談

介護以外の日常生活に関することも含めて、生活相談員がお受けしております。
プライバシーを守りますのでご遠慮なくご相談ください。

(9) 理容サービス

月1回、理容師による出張整髪サービスを実施しております。

基本料金は、1回1,500円です。

※カラーやパーマ等のオプションは、割増料金をいただきます。

5. 利用料金

(1) 施設利用料（別表1）

介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求させていただきます。なお、介護報酬等の法改正により料金に変更となる場合があります。

(2) その他の利用料金（個別に希望し、同意をいただいた場合にお支払いいただきます。）

日常生活上必要となる諸費用実費などの介護保険外その他利用料金については、別紙1に記載させていただきます。

(3) お支払方法（支払い方法が簡単な自動引落としをおすすめいたします）

支払方法	説明
口座振替 (自動引落し)	当月の料金を翌月20日までに請求し、26日(土、日、祝祭日の場合は直後の平日)に、ご指定の口座より自動引落としの方法でお支払いいただきます。 自動引落としの手続きの関係上、お申し込み直後は払込用紙でのご請求になる場合がありますのでご了承ください。
払込用紙	払込用紙によるお支払いを希望される利用者は、当月の料金を翌月20日までに請求し、26日(土、日、祝祭日の場合は直後の平日)までに払い込みいただきます。

(4) 領収書

支払方法	説明
口座振替 (自動引落し)	自動引落としした翌月20日までに領収書を送付しますので、大切に保管してください。
払込用紙	払い込みいただいた際の受領証がお支払いいただいた証拠となりますので、大切に保管してください。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

短期入所生活介護をご利用の場合はケアマネジャー（介護支援専門員）、介護予防短期入所生活介護をご利用の場合は、地域包括支援センターを通し、お申し込みください。

ご予約は、ご利用の（原則）3ヶ月前より受け付けますので、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）または地域包括支援センターにご相談ください。

(2) 利用・サービスの中止

利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。また、ホームは、以下の場合、利用期間中でもサービスを中止することがあります。この場合でもキャンセル料が発生することがあります。

① 利用者が中途退所を希望された場合

- ②入所時の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合
- ④利用者が私的理由により、入所時間に著しく遅れた場合
- ⑤他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合、もしくは可能性がある場合
- ⑥ホーム内で感染症等が発生し、拡大の恐れがある場合

(3) 自動終了

以下の場合には自動的に契約を終了し、予約がある場合は無効となります。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者がお亡くなりになった場合。または被保険者資格を喪失された場合。
- ③介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

※ いずれの場合も必ずご連絡をいただくこととなります。

(4) 事業所からの契約解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、介護サービス契約を解除することができます。

- ① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。
- ② 上記①により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所又は保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。
- ③ 利用者がサービス利用料の支払を遅延し、料金を支払うよう催告、督促したにもかかわらず3ヶ月以上滞納した場合。
- ④ 利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対してご利用を継続しがたい程の背信行為を行った場合。

7. 施設の運営の方針

- (1) 出来るだけ座位を保つなど利用者の自立支援につとめます。
- (2) サービスの提供にあたっては親切、丁寧に接し、利用者やご家族に対してサービス提供方法などについて理解しやすいよう説明いたします。
- (3) 利用者を良く理解し、尊敬と思いやりをもって接します。
- (4) 口腔衛生等に心がけ、利用者の健康管理につとめます。(2) 施設利用について

8. 施設利用にあたっての留意いただきたい事項

(1) 日課の尊重

健康と生活の安定のため、毎日の日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めていただきます。

(2) 外出・外泊

外出（短期のものは除く）、そのつど事前に外出先、用件、ホームへの帰着予定時間などを施設長へ届出してください。

原則として、ご利用期間中の職員による外出の付き添いは行いません。ご家族におこ

なっております。

(3) 面会

面会受付時間は、午前8時30分から午後5時15分となっております。ご面会の際は1階事務室前に備え付けの面会簿にご記入ください。それ以外の時間にお越しの際は、正面玄関右のインターホンでお知らせください。

(4) 衛生保持

清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心がけていただきます。

(5) 健康管理

努めて健康管理にはご留意下さい。

(6) 飲酒

お酒の持ち込みは可能ですが、事故防止のためホームでお預かりさせていただいております。また、医師の指示により飲酒を制限させていただく場合があります。

(7) 金銭、貴重品の管理

多額の金銭、貴重品は、お持ちにならないでください。お持込みになる場合は事前にご相談ください。

(8) 居室・設備・器具等の利用

大切にご使用ください。使い方がわからないときは、職員にお尋ねください。

(9) 禁止行為

- ① 職員及び他の利用者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員及び他の利用者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員及び他の利用者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- ④ 宗教活動、政治活動、営利活動（施設内で、他の利用者に対する宗教活動や政治活動、営利活動は行えません）
- ⑤ 迷惑行為（他の利用者に迷惑となる行為や言動は慎んでください）
- ⑥ 居室、設備、器具等の破損（皆で共用する財産です。利用者が、故意又は重い過失でホームの備品等へ損害を与えた場合は、修繕費用等の金額をお支払いいただく場合があります）

10. 体調不良時の緊急対応等

当施設は医療施設ではなく、介護老人福祉施設です。利用者の容体に変化があった場合は、ご家族に連絡いたしますので、ご家族にて受診の対応をしていただきます。施設職員による医療機関への受診の付き添いは行いません。

緊急時は救急車を要請するなど必要な処置を講じますが、その場合でもご家族での対応をお願いいたします。

9. 災害対策

(1) 災害・非常時への対応

消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けております。

(2) 防災訓練

消防法令に基づき非常災害等を想定し、職員等が参加する消火、通報、及び避難訓練などの自衛消防訓練を毎月1回以上実施しております。また、地域との災害時相互応援協定に基づく合同訓練を年1回以上実施いたします。

(3) 防火責任者

寿満ホームかみきたざわ防火管理者・・・施設長

10. 当事業団における個人情報の取り扱いについて

(1) 使用する目的

事業者が、介護保険法に係る法令に基づき私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議、私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合及び緊急時における医療機関等に提供する場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

(3) 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態等、事業者がサービスを提供するために必要な私及び私の家族個人に関する情報

1.1. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設に対する相談・苦情窓口

☆ 寿満ホームかみきたざわ

相談担当・・・生活相談員 苦情受付担当・・・係長

電話 03-6824-9080

FAX 03-3302-5520

(当施設1階に投書箱を用意しています)

☆ 世田谷区社会福祉事業団 苦情審査委員会(事務局 法人統括管理室)

※ 苦情審査委員会は、当事業者が利用者からの苦情を公平かつ客観的に審査し、的確に処理するため理事会の委任を受けて設置した機関です。

電話番号： 03-5450-8223

受付時間： 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

※いずれの場合も、「当事業団苦情処理制度に関する規程」に基づき、公平・的確に対応いたします。

(2) その他

当事業者以外に、世田谷区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることもできます。

① 世田谷区

保健福祉課	お住まいの地域	電話番号
世田谷総合支所 保健福祉課	池尻1～3丁目、4丁目1～32番・三宿・太子堂・三軒茶屋・若林・世田谷・桜・弦巻・宮坂・桜丘・経堂・下馬・野沢・上馬・駒沢1～2丁目	5432-2850
北沢総合支所 保健福祉課	梅丘・豪徳寺・代沢・大原・代田・羽根木・池尻4丁目33～39番・桜上水・北沢・赤堤・松原	6804-8056
玉川総合支所 保健福祉課	東玉川・奥沢・玉川田園調布・玉堤・中町・等々力・尾山台・野毛・上野毛・上用賀・用賀・玉川・瀬田・玉川台・桜新町・新町・深沢・駒沢3～5丁目	3702-1894
砧総合支所 保健福祉課	祖師谷・千歳台・成城・船橋・喜多見・宇奈根・鎌田・岡本・大蔵・砧	3482-8193
烏山総合支所 保健福祉課	上北沢・上祖師谷・八幡山・粕谷・給田・南烏山・北烏山	3326-6136

② 東京都国民健康保険団体連合会(国保連) 介護サービス苦情相談窓口

電話番号： 03-6238-0177(苦情相談窓口専用)

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

1.2. 運営団体の概要

(1) 名称等

名 称	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団
代 表 者	理事長 板谷 雅光
本部所在地	東京都世田谷区粕谷2-23-1 芦花ホーム内
電 話 番 号	03-5450-8223

(2) 施設一覧は別紙2「世田谷区社会福祉事業団施設一覧」をご覧ください。

その他利用料金

介護保険外その他利用料金として下記のとおり同意します。

(1) 嗜好飲料代 私は、コーヒー、紅茶等の嗜好飲料の提供を受けるにあたり、嗜好飲料代として、1日30円を支払うことに	同意します	同意しません
(2) テレビ個別使用料 私は、居室にて施設のテレビを使用した場合、1日50円を支払うことに	同意します	同意しません
(3) 日用品費 ① 日用品セットA 【ウエットティッシュ・ペーパータオル・ティッシュペーパー・保湿クリーム・ハンドソープ・入れ歯洗浄剤・入歯用ブラシ】 私は、日用品セットAの提供を受けるにあたり、1日50円を支払うことに	同意します	同意しません
② 日用品セットB 【ウエットティッシュ・ペーパータオル・ティッシュペーパー・保湿クリーム・ハンドソープ・歯ブラシ】 私は、日用品セットBの提供を受けるにあたり、1日40円を支払うことに	同意します	同意しません
(4) クラブ活動材料費・レクリエーション参加費 私は、クラブ活動に参加した場合、実費相当額を参加費用として支払うことに	同意します	同意しません
(5) 行事食 私は、1日あたりの食費負担額を上回る食材料費の行事食の提供を受けた場合、実費相当額を支払うことに	同意します	同意しません
(6) 吸引ブラシ 私は、口腔ケアに吸引ブラシを使用した場合、実費を支払うことに	同意します	同意しません

※ 日用品を選択する場合は、セットAかBのどちらかを選択してください。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護をご利用いただくにあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

<事業者>

所在地 東京都世田谷区粕谷2-23-1 芦花ホーム内
名称 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
代表者 理事長 板谷 雅光 印

説明者 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ
氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

尚、事業者から個人情報の取り扱いに関する説明を受け、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を利用するにあたり、利用者及びその家族の個人情報について、その利用目的の必要最小限の範囲内で使用することに同意し、交付を受けました。

<入居者>

住 所 _____

氏 名 _____

<代理人(身元引受人) >

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との続柄 _____